

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-⑤)

政策(※1)名	政策5: 地方財源の確保と地方財政の健全化			担当部局課室名	自治財政局財政課 他4課			作成責任者名	自治財政局財政課長 出口 和宏	
	政策の概要	地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。			分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政				
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 住民生活の安心・安全の確保、一億総活躍社会、地方創生の実現 [中間アウトカム]: 極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、地方財政計画において標準的な水準における地方自治体の歳入・歳出総額を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を確保する。			政策評価実施予定時期	令和3年8月					
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠			
	施策手段	基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)						
				平成30年度	令和元年度	令和2年度				
安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること	1	一般財源総額 一般財源比率 <アウトカム指標>	平成30年度一般財源総額(通常収支分)62兆1,159億円 (水準超経費除き60兆2,759億円) 平成30年度一般財源比率(通常収支分)66.9%	平成29年度	令和2年度	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。	極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、地方財政計画において、標準的な水準における地方自治体の歳入・歳出総額を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を確保することから、指標として設定。【測定指標2の地方債依存度について、新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 【参考】 平成29年度一般財源総額(通常収支分) 62兆803億円 (水準超経費除き60兆2,703億円) 平成29年度一般財源比率(通常収支分) 67.0% 平成28年度一般財源総額(通常収支分) 61兆6,792億円 (水準超経費除き60兆2,292億円) 平成28年度一般財源比率(通常収支分) 67.5% 平成27年度一般財源総額(通常収支分) 61兆5,485億円 (水準超経費除き60兆1,685億円) 平成27年度一般財源比率(通常収支分) 66.9% 平成29年度地方債依存度(通常収支分) 10.6% 平成28年度地方債依存度(通常収支分) 10.3% 平成27年度地方債依存度(通常収支分) 11.1% 借入金残高 平成29年度末見込み 195兆円 平成28年度末見込み 198兆円 平成27年度末見込み 199兆円			
	2	地方債依存度 <アウトカム指標> 【新経済・財政再生計画 関連: 地方行財政改革・分野横断的な取組02-19】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	平成30年度地方債依存度(通常収支分)10.6%	平成29年度	令和2年度	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。 経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。 経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。	平成29年度地方債依存度(通常収支分) 10.6% 平成28年度地方債依存度(通常収支分) 10.3% 平成27年度地方債依存度(通常収支分) 11.1%		
	3	借入金残高 <アウトカム指標>	平成30年度末見込み192兆円	平成29年度	令和2年度	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。	平成29年度地方債依存度(通常収支分) 10.6% 平成28年度地方債依存度(通常収支分) 10.3% 平成27年度地方債依存度(通常収支分) 11.1% 借入金残高 平成29年度末見込み 195兆円 平成28年度末見込み 198兆円 平成27年度末見込み 199兆円		
	4	財源不足への対応 <アウトカム指標>	平成30年度財源不足額(通常収支分)6兆1,783億円を以下により補填 ・地方交付税の増額1兆4,017億円 ・臨時財政対策債の発行3兆9,865億円 ・財源対策債の増発7,900億円	平成29年度	令和2年度	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。 地方の安定的な財政運営に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。 被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。	平成29年度財源不足額(通常収支分)6兆9,710億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 2兆358億円 ・臨時財政対策債の発行 4兆453億円 ・交付税特別会計借入金償還繰延べ 1,000億円 ・財源対策債の増発 7,900億円 平成28年度財源不足額(通常収支分)5兆6,063億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 1兆283億円 ・臨時財政対策債の発行 3兆7,880億円 ・財源対策債の増発 7,900億円 平成27年度財源不足額(通常収支分)7兆8,205億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 2兆5,155億円 ・臨時財政対策債の発行 4兆5,249億円 ・財源対策債の増発 7,800億円		
	5	東日本大震災による被害を受けた地方公共団体に対する財政措置 <アウトカム指標>	震災復興特別交付税 平成30年度(当初)4,227億円	平成29年度	令和2年度	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。 被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。		
							被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。 被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。 被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。 被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。	

地方財政の健全化を推進すること	地方財政の健全化のために地方公共団体財政健全化法の適切な運用等を実施	6	実質公債費比率等の状況 ＜アウトカム指標＞	平成29年度	実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。	令和2年度	実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。	—	極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する必要があることから、指標として設定。		
							<p>平成28年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質公債費比率 都道府県11.9%、市町村6.9% ・将来負担比率 都道府県173.4%、市町村34.5% 		<p>平成29年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質公債費比率 都道府県11.4%、市町村6.4% ・将来負担比率 都道府県173.1%、市町村33.7% 	<p>平成30年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質公債費比率 都道府県10.9%、市町村6.1% ・将来負担比率 都道府県173.6%、市町村28.9% 	<p>【参考】 実質公債費比率等の平均値</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成27年度決算 <ul style="list-style-type: none"> ・実質公債費比率 都道府県 12.7% 市町村 7.4% ・将来負担比率 都道府県 175.6% 市町村 38.9% <p>○平成26年度決算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質公債費比率 都道府県 13.1% 市町村 8.0% ・将来負担比率 都道府県 187.0% 市町村 45.8% <p>○平成25年度決算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質公債費比率 都道府県 13.5% 市町村 8.6% ・将来負担比率 都道府県 200.7% 市町村 51.0%
							<p>平成28年度末における財政健全化団体等の数(平成28年度をもって計画を完了した団体を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 8団体 (9公営企業会計) 		<p>平成29年度末における財政健全化団体等の数(平成29年度をもって計画を完了した団体を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 11団体 (11公営企業会計) 	<p>平成30年度末における財政健全化団体等の数(平成30年度をもって計画を完了した団体を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 7団体 (7公営企業会計) 	<p>【参考】 財政健全化団体等の数(当該年度をもって計画を完了した団体を除く)</p> <p>○平成27年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 9団体 (10公営企業会計) <p>○平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 11団体 (13公営企業会計) <p>○平成25年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 17団体 (18公営企業会計)
<p>平成28年度をもって計画を完了した団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 0団体 (0公営企業会計) 	<p>平成29年度をもって計画を完了した団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 2団体 (2公営企業会計) 	<p>平成30年度をもって計画を完了した団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 4団体 (4公営企業会計) 	<p>【参考】 当該年度をもって計画を完了した団体数</p> <p>○平成27年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 5団体 (5公営企業会計) <p>○平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 2団体 (2公営企業会計) <p>○平成25年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 7団体 (7公営企業会計) 								
<p>平成28年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 1団体 (1公営企業会計) 	<p>平成29年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 4団体 (4公営企業会計) 	<p>平成30年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 3団体 (3公営企業会計) 	<p>【参考】 健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数</p> <p>○平成27年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 3団体 (3公営企業会計) <p>○平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 2団体 (2公営企業会計) <p>○平成25年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 5団体 (5公営企業会計) 								

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	令和2年度行政事業 レビュー事業番号	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度				
(1)	地方財政制度の整備に必要な経費 (昭和23年度)	49百万円 (39百万円)	51百万円 (43百万円)	52百万円	1~6	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の財政に関する制度の企画・立案のための調査等 地方債に関する制度の企画及び立案、地方債の発行の同意等並びに地方債の適正かつ効果的な運用に関する地方公共団体等への情報提供等 地方公共団体、地方公営企業の財政の健全化に向けた調査・分析 地方公営企業制度に関する制度の企画・立案に係る検討会の開催 <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替指標／(参考)一般財源総額 代替指標／(参考)地方債依存度 代替指標／(参考)実質公債費比率(都道府県) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方財政計画の策定 地方交付税法等の一部を改正する法律案の成立 <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>地方財政計画において地方公共団体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより、安定的な財政運営に必要な地方財源の確保に寄与する。</p>	0023	
(2)	地方交付税交付金及び地方特例交付金に必要な経費	16,702,625百万円 (16,702,625百万円)	17,207,517百万円 (17,207,517百万円)	17,156,175百万円	1,4,5	地方財政計画において地方公共団体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより、安定的な財政運営に必要な地方財源を確保する。		
(3)	地方交付税法 (昭和25年)	—	—	—	1~5	地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化する。		
(4)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (平成19年)	—	—	—	6	地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資する。		
政策の予算額・執行額		16,702,674百万円 (16,702,664百万円)	17,207,568百万円 (17,207,560百万円)	17,156,227百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年6月21日	地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度までにおいて、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。
						平成28年度以降の復旧・復興事業について(復興推進会議決定)	平成27年6月24日	財政力に乏しい被災自治体が計画的に復興を進める上で、震災復興特別交付税は大きな役割を果たしたが、復興の進展を踏まえ、(中略)支援対象を見直した上で、同制度による支援を行う。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要な主な指標(Key Performance Indicator)のことである。